

一般財団法人京都工場保健会 業務執行理事の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び定款第37条の規定に基づき、一般財団法人京都工場保健会の業務執行理事報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の決定)

第2条 業務執行理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、各業務執行理事に配分するものとする。

- 2 業務執行理事への配分額は専務理事が毎年見直し会長の承認を得て決定する。
- 3 配分額の基準については別途定める。

(報酬の支払方法)

第3条 報酬は年俸額で設定し、その12分の1を毎月25日に支給する。但し、支給日が休日に当たるときは、一般財団法人京都工場保健会職員賃金規則(以下「職員賃金規則」という)に準じて支給する。

- 2 報酬は、現金で直接支払うものとする。ただし、法令に基づく控除すべきもの、並びに当会と本人との間で取り決めた控除項目は、毎月の報酬から控除して支払う。
- 3 報酬の全部又は一部につき、自己の口座への振込みを申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(手当)

第4条 年俸額のほか、賃金規則に定める通勤手当の規定に準じて、通勤手当を支給する。

- 2 医師免許を持つものは、医師賃金規定に基づく医師手当を支給する。

(兼務役員の報酬)

第5条 業務執行理事が職員職務を兼務しているときは、その兼務の状況によって、役員報酬と職員給与に区分して支給する。

(休業時の取扱い)

第6条 業務執行理事の休業時の取扱いについては、職員賃金規則に定める不就業の場合の賃金支払いの規定に準ずる。

(就退任時の算定基準)

第7条 月半ばで業務執行理事に就任した場合は、当該月の報酬を日割りによって計算する。

- 2 業務執行理事が退職し、又は解任された場合には、その月までの報酬を支給する。
- 3 業務執行理事が死亡により退職した場合には、当該月の報酬を全額支給する。
- 4 第1項、第2項の計算額に10円未満の端数が生じた場合は、10円に切り上げる。

(規程の改廃)

第8条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

(実施)

第9条 この規程は、一般財団法人京都工場保健会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

以 上